

2. 一般廃棄物の最終処分場

施設の維持管理の状況に関する公表事項	公表期日
イ．埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
ロ．最終処分基準省令第一条第二項第七号に規定する擁壁等の定期点検に関する次に掲げる事項 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
ハ．最終処分基準省令第一条第二項第九号に規定する遮水工の定期点検に関する次に掲げる事項 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日
ニ．最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号八並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年 総理府 / 厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項 (1) 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 (2) 水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 (3) 水質検査の結果の得られた年月日 (4) 水質検査の結果	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ホ．最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合におけるその原因の調査（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）、その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次に掲げる事項 (1) 措置を講じた年月日 (2) 措置の内容	措置を講じた日の属する月の翌月の末日
ヘ．最終処分基準省令第一条第二項第十三号の規定による調整池の定期点検に関する次に掲げる事項 (1) 点検を行った年月日及びその結果 (2) 点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容	(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日 (2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日

	の末日
<p>ト．最終処分基準省令第一条第二項第十四号の規定による浸出液処理設備の定期点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2) 点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じた年月日及び措置の内容</p>	<p>(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>チ．最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による浸出液処理設備に設けられた導水管又は配管の点検に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 点検を行った年月日及びその結果</p> <p>(2) 点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日及び必要な措置の内容</p> <p><u>経過措置：H23.4.1時点で許可を受けている者及び許可の申請をしている者については、平成23年9月30日までの間、維持管理情報の公表事項に本事項は含まれません。</u></p>	<p>(1) 点検を行った日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2) 措置を講じた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>リ．最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による残余の埋立容量に関する測定（1回/年以上）を行った年月日及びその結果</p>	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

( 廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第四項及び第五条の六の二第一項 )